

厚生委員会会議録

平成27年10月23日(金)

(開 会) 10:00

(閉 会) 12:09

案 件

1. 認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定
2. 保育行政について
3. 地域支援事業について

【 報告事項 】

1. 子育て応援券について (こども育成課)
2. 飯塚市健幸プラザ開館に伴う施設供用開始について (健康・スポーツ課)
3. 飯塚市立病院の現状について (健康・スポーツ課)
4. 地域密着型サービス事業所整備に係る事業者募集の結果等について (介護保険課)
5. 指定特定施設(特定施設入居者生活介護)整備の協議について (介護保険課)
6. 生活保護情報ホットライン(仮称)の設置について (保護課)
7. 第2次公共施設等のあり方に関する基本方針(公共施設等総合管理計画)について (行財政改革推進課)

○委員長

ただいまから厚生委員会を開会いたします。

「認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」を議題といたします。
最初に、監査委員の審査意見書に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

監査委員の審査意見書に対する質疑を終結いたします。

次に、本案に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。

討論を許します。討論はありませんか。

(な し)

討論を終結いたします。

採決いたします。

「認定第17号 平成26年度飯塚市立病院事業会計決算の認定」について、認定することに、ご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、本案は認定すべきものと決定いたしました。

暫時休憩いたします。

休憩 10:02

再開 10:02

委員会を再開いたします。

次に、「保育行政について」を議題といたします。

「飯塚市立幸袋子ども園の民間移譲に伴う法人募集要項について」及び「平成28年度飯塚市立認定子ども園1号認定(教育標準時間利用)の園児募集について」、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

特別付託されております、保育行政について、報告いたします。

まず、飯塚市立幸袋こども園の民営移譲に伴う法人募集要項について、報告します。

平成23年度に策定した「飯塚市公立保育所・幼稚園のあり方に関する実施計画」に基づき、平成29年度から幸袋こども園の民営化のため、募集要項（案）を作成しましたので、その概要について説明します。

昨年度の募集では市外から1法人の応募があったものの、直後に取り下げられ、結果的に移譲先法人の選考に至らなかったため、本年度の募集要項について、本年6月11日開催の第1回「飯塚市公立保育所・こども園あり方検討委員会」に再度諮問し、同委員会において8月11日、9月30日の2回にわたりご審議していただきました。その結果、お手元に配布しております募集要項（案）のとおり、本年度の募集では5項目について募集要件を見直し、応募しやすいように要件を緩和することといたしました。

昨年度の募集要項と異なる点について、アンダーラインを引いていますので、要点のみご説明します。

1ページをお願いします。まず、要綱1の3、定員について、教育標準時間認定（1号認定）の定員を90名から90名「以内」とし、平成29年度以降、民営化直後から移譲先法人による柔軟な定員設定が可能となるよう改めました。施設規模を縮小することで、保育士等の確保について若干名ですが余裕が見込まれると考えられます。

また、3の1、募集法人について、昨年は2月に市内法人に募集をかけ、応募がなかったため、3月に2次募集で県内に対象法人をひろげましたが、今回は当初から対象法人を福岡県内に広げることといたしました。

また、4の3、募集期間について、昨年は2月から1カ月間募集をかけましたが、今回は法人の準備事務を考慮し、時期を早め、12月からとし、募集期間も2カ月間に延長しました。この期間を利用し、法人への周知広報に努めたいと考えています。

3ページをお願いします。別紙1、1の3、送迎用駐車場について、昨年は幸袋小中一貫校の整備事業の影響があり、駐車場が確保できない可能性があったことから「使用を許可する」としていましたが、今回は駐車場を確保する見込みが立ったことから、「貸付けます」と明記しています。

最後に、4ページの2の6の2、利用者負担金ですが、経過措置に伴う教育標準時間認定、1号認定のお子さんの利用者負担金の軽減分につきまして、昨年は移譲を受ける法人が負担することとしておりましたが、これを市が負担することとしました。

以上、募集要項について、5項目にわたり募集要件を緩和し、平成29年度の民営化実現へ向け、努力してまいりたいと考えています。なお、選定評価基準につきましても、一部見直しを図ることとしています。

次に、平成28年度飯塚市立認定こども園1号認定（教育標準時間利用）の園児募集について報告します。本年度からスタートしました子ども・子育て支援新制度の施行に伴い、飯塚市立認定こども園3園の1号認定児童について、募集要項を見直すこととしておりますので、その概要について報告します。

お手元に配布しております募集要項（案）に基づき、昨年度の募集要項と異なる点について、見え消しを含めアンダーラインを引いていますので、要点のみご説明します。

3ページをお願いします。保育料について、28年度入園児から経過措置が切れますことから、現行の授業料一律6千円に代え、表に記載しておりますように世帯の市民税額に応じ7つの階層区分により保育料を徴収することとなります。

また、入園料3千円及び教材費は、新制度では基本的に公定価格に含まれることから徴収しないこととします。

給食費については、新制度では実費負担とされていることから、直近9月のこども園3園の賄材料費の実績をもとに精査し、2号こどもとの均衡を図り2700円とする予定です。

現在、教材費は年額5千円から6千円ですので、これらの見直しによる利用者負担は保育料を除けば、本年度と同額か、やや軽減されると考えられます。

7ページをお願いします。28年度の3歳児募集定員について、別紙資料のとおり見直しをおこなうこととしています。これは公立こども園の1号認定こどもの保育料について、28年度入園児から経過措置が切れますことから、飯塚市にお住まいの1号認定こどもは公立、私立の別に関わらず、すべて同一料金となります。このため、私立に比べ低い料金であるとの理由で公立を希望されていた園児が、今後は少なくなるのではないかと見込まれます。

また、3園とも現状では定員割れの状態であるため、定員の適正化を図る観点からも見直しが必要と考えられます。このため、颯田こども園については9月1日現在の在園児数に合わせ、3歳児募集定員を15名とし、庄内こども園については現状どおり20名とするものです。

また、幸袋こども園については、15名に見直しを図ることとしておりますが、これは先ほどご報告したとおり、29年度民営化を控え、移譲先法人の負担軽減を図るため、4、5歳児とあわせ総定員数を70名とするものです。

なお、新制度移行に伴う、これら1号認定こどもの定員と利用者負担の見直しについては、それぞれ、さきの「あり方委員会」において審議、報告し、ご了承いただいたところです。

以上、保育行政について、報告を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

最初の幸袋こども園のことですけれども、昨年決まったのに、取り下げられたということですから、その取り下げの理由を教えてください。

○子育て支援課長

昨年、取り下げられた理由といたしましては、やはり、もっぱら主たる理由としましては、保育士の確保が難しいというような理由でございました。

○宮嶋委員

保育士の確保ということですね。幸袋の場合は、園舎が2つに分かれているというところで、大変、運営上難しいんじゃないかなと思いますが、その辺に対するご意見とか、そういうのはでていませんか。

○子育て支援課長

応募された法人の取り下げ理由をただしたときには、そのようなお話はございませんでしたが、これは、やはり2カ所にわかれているということで、あり方委員会でもその辺はやっぱり難しい面があるのではないかなというようなご意見はありました。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○森山委員

この選定評価基準を審査される方々は、たぶん前回と同じ人だったと思いますが、もう一度聞かせていただけますか。どういう方々が審査されるのか。

○子育て支援課長

学識経験者の方、大学に先生、保育所の代表の方、子ども園の代表の方、学識者の中には、中小企業診断士の先生、それと税理士の先生、県の嘉穂福祉環境事務所の課長職の方、それと公募の委員さんが2名いらっしゃいます。

○森山委員

そういうところで、審査される中で、経営的なことばかりではなくして、やっぱり心の入っ

た形の業者さんというとおかしいんですけど、受けていただけるような方を、本当に真剣にやっていたかしないと、ちょっと読ませてもらうと、やっぱり利益を少し出さんと、なかなか来手がないんじゃないだろうか。また、1つは同じレベルで私立でも公立でも同じ金額ですから、そこで減るのではなかろうかということも分かりますけれども、この審査をされる中で、もうちょっと従来のですね、要するに心のこもったような形の業者さんを、企業を選んでいただきたいなのを、1つ要望をして終わっておきます。これは地元としての形でございますので、よろしく願いいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

次に、「平成27年度の支給認定状況及び施設の利用状況等について」、執行部の説明を求めます。

○子育て支援課長

次に、さきの8月6日当委員会で提出要求のございました資料についてご説明いたします。

配布しております、資料1をお願いします。「飯塚市保育所(園)における職員数一覧表」ですが、上段に公立、下段を私立に分け、それぞれ配置されている9月1日現在の職員数を記載しています。中ほどの保育者等の欄については正規、非正規の区分を設けておりますが、下段欄外に注釈のとおり、この表中の正規雇用とは、「期間の定めのないフルタイムで働く者」と定義させていただいております。

また、非正規については、多様な雇用形態がございますが、厚生労働省の一般的な例示区分により、保育者等に限り、有期、パート、派遣の3区分にわけて記載しています。保育者等のうち正規雇用は、公立では162人のうち60人、率にして37%、私立では363人のうち200人、率にして55%となっております。

なお、保育者等に所長、主任等を含めると公立では43%、私立では61%となっております。

資料2をお願いします。「保育士の人材確保策への取組」ですが、政令市、中核市を含む県下27市に照会し、回答のあった20市について、平成27年度に財政的な支出を伴う支援策等について回答をまとめたものです。表中①保育対策総合支援事業は、国の「待機児童解消加速化プラン」に基づき、自治体の待機児童解消に向けた取り組みを強力に支援するため、保育士確保対策について国、県補助を行うものですが、県、政令市、中核市を除く市町村事業としては、A保育士宿舎借り上げ支援事業とB保育体制強化事業の2事業となっております。C保育士・保育所支援センター事業は県、政令市、中核市のみが実施する国の補助事業となっております。②保育士等処遇改善臨時特例事業は平成25年、26年に保育士の処遇改善を図るために実施された国、県による補助事業ですが、新制度では公定価格において保育士の給与が平均3%改善され、加えて26年度の公務員給与の見直しに準拠し、さらに2%改善されるとされたことから、27年度以降は廃止されました。このため、本市を含めほとんどの市町村では廃止されましたが、ここに記載された行橋市のように、引き続き市町村単独で実施しているところがあります。③その他市独自事業は、この中には財政支援の伴わないものもございますが、何らかの支援策について回答のあった市について、すべて記載しています。

次に、資料3をお願いします。飯塚市では、保育所入所申請の際、希望する保育所を第3希望まで聴取していますが、利用にあたりあわせ調整する際は、選考基準に従い保育の必要度を指数化したうえで第1希望の園ごとに申請者の優先順位を付して調整しています。このため、第1希望で入れなかったお子さんについては、仮に指数が上位であっても、第2希望の園の調整の際は、その園を第1希望とするお子さんの下位に位置づけられることとなります。

資料上段は年度当初、4月1日での入所状況ですが、第1希望の園に入所されたお子さんは

2993名、率にして96.9%、第2希望以下の園に入所されたお子さんは96名、率にして3.1%でした。また直近の10月1日では、第1希望の園に入所されたお子さんは3157名、率にして95.7%、第2希望以下の園に入所されたお子さんは142名、率にして4.3%でした。

次に、さきの8月6日当委員会報告に引き続き、支給認定状況と、このうち保育所・こども園の入所を希望する2号、3号認定子どもに係る利用あっせん調整結果、並びに直近の10月1日現在の教育・保育施設等利用状況を報告します。

資料4をお願いします。中段の施設利用状況について、1号認定こどもに係る幼稚園、こども園利用者数は、8月1日現在入園者数413人から12人ふえ、10月1日は425人となっています。内訳としては、公立こども園3園に200人、私立こども園1園に214人、市外の幼稚園とこども園に11人でございます。

2号、3号認定こどもに係る保育所、こども園利用者数は、支給認定を受けた3歳以上の2号認定こども1831人(B)のうち10月1日現在入所されている方は1818人(E)、同じく3歳未満の3号認定こども1526人(C)のうち入所されている方は1453人(F)、計3271人であり、保育施設利用の2号と3号認定こどもの合計は8月1日入所者数3207人から64人ふえました。

これらの支給認定を受けたお子さんのうち、保育所、こども園に入所されていない方は資料下段3. 私的な理由による未利用者欄に記載のとおり、2号認定で13人、3号認定で73人、計86人となり、8月1日から29人ふえております。

これらの「未利用者」については4月当初の17人から5月以降、毎月ふえ続けており、特に3歳未満児の3号認定こどもの年度途中入所は大変厳しい状況になっています。

今後は、年度途中に入所を希望する3号認定こども、なかでも0歳児の入所が多く見込まれることから、3歳未満児の定員確保に引き続き努力するとともに、保育士の確保についても引き続き努力してまいりたいと考えています。

なお、本市の保育士確保策につきましては、去る9月30日に近畿大学九州短期大学体育館において「近畿大学九州短期大学保育科学生と飯塚市私立保育園との事業説明会」を開催し、保育科1年生76名と私立保育園全園13法人が参加し、保育実習の案内をはじめとする先輩卒業生との交歓や、各保育園のPRなどを行いました。

また、今月20日には、2年生70名を対象に、各園から具体的な雇用条件等を提示するなど、実際の就職につながるような、説明会を開催し、有意義な情報交換、相互理解の場となりました。

以上、保育行政について、報告、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般についての質疑を許します。質疑はありますか。

○宮嶋委員

1ページ目ですけれど、ちょっと説明をお願いしたいのですが、有期というのは、フルタイムだけれども、1年とか2年とかに区切ってあるということですかね。それと、派遣というのがあるんですが、どういう形でどういう派遣が行われているのか、わかったら教えてください。

○子育て支援課長

有期といいますのは、雇用契約におきまして、期間の定めがあるという分でございます。公立のほうで言えば、飯塚市の臨時職員が1年ごとの契約でございますので、これが入るところでございます。ここでは、ちょっとフルタイムというふうに整理させていただいております。派遣につきましては、これは今保育士を派遣する派遣会社がございますので、ここに依頼して、保育士は派遣会社をとおして確保するといったことでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○佐藤委員

ただいま報告がありました、職員数一覧表、それと人材確保への取り組み、希望園入所状況等と資料を出されましたが、この資料を見られて、今どういう考えを持たれているのか。そして、今後どういうふうに進められていくのか。再度、前回もお聞きしましたけれども、この資料を見られて、今の考えをお聞かせください。

○子育て支援課長

まず、公立におきましては、直接処遇にあたります保育士の数、正職員の比率が大変低くございますので、これは現在、人事課と協議いたしまして、先日、総務委員会のほうでご報告があったかと思いますが、任期付きの保育士を来年は予定としては11名確保していきたいというようところで、人事課とは協議は、一応整ったところがございます。任期付きの職員ということで、当課といたしましては、担任が持たせられるというような位置づけで任用を考えているところがございます。

○佐藤委員

あまり、ここでしつこく僕は言いたくないんですけど、それは職員数一覧表の部分だけでしょう。それと人材確保への取り組みは、他市のほうが進んでいるという感は否めないと思うんですね。それと希望入園状況ですね、パーセントで言われたけれども、1%でも第4希望があったらいけないと思うんですね。1人でもいたらいけない。やっぱり100%が第1希望になるようにすることにはどうしたらいいのかという協議をしていってほしいと思うんですよ。その辺を精査されて、まず、保育所の人員確保の問題、それと希望入所の問題等々を精査されて、次の委員会には、どういうふうなことを具体的にしていきたいという報告を、ぜひしていただきたいと思っております。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○宮嶋委員

今の第1希望で出して、第1希望から外れた方は、第2希望のときは、第2希望の人の順番があって、その人の下にしか入らないわけですよ。そうしたら、第1希望で外れた方というのは、第3希望でも下になるわけですか。第1、第2、第3希望をされた方が順番になると、第1希望で集中して外れた方というのは、なかなかもう入れないと。そうしたら、どういうふうやって保育所を、そういう意味では、第1希望ではなくて、入れそうな第2希望にまわせばいいんでしょうけれど、その辺もわからないということになると、なにかその辺がまいちで、そういう説明は保護者の方にはされているんですか。第1希望で入れないと、いよいよ子どもを預けるところがなくなってしまうというような感じがしたのですけれど。

○子育て支援課長

ちょっと、補足説明をさせていただきます。今回の利用斡旋調整につきましては、国のほうでは、2種類の利用斡旋調整を示しております、例えば、東京、横浜あるいは福岡市もそうだったかと思うんですが、もうすでに待機児童がいて入れない自治体では、すべての申請者について、点数化いたしまして、全部を点数化で序列を決めるんですね。その上で、点数の高い方から順に希望園に入所させるというようなやり方をとっております。飯塚市をはじめといたしまして、待機児童が基本的には余りいないという自治体につきましては、飯塚市がやっておりますように、まず第1希望の園のところを希望されるお子さんを点数化で並べまして、それから上位の方を入れていくと。そこで点数の高い方であっても、漏れた方ですね、第1希望が漏れた方というのは、今度は第2希望のところを持ってくるわけですが、そのときには、仮に第2希望の園を第1希望にしてらっしゃる方々がいらっしゃったとして、そこが全員入れ

ているか、あるいはぎりぎりだったとします。そこに第2希望の子どもを一番下に位置づけます。第2希望の中には点数的には、保育の必要度が高い方が場合によってはあるんですね。だけれども、飯塚市ではその園を第1希望に優先している方を、まず調整して、その下にくっつけるというやり方をしますので、そこでは点数の逆転現象というのは、あり得る話でございます。ただ、このやり方は基本的にほとんどの自治体では、こういう調整の仕方希望園に入所をしているような状況でございます。

○宮嶋委員

点数がどういうふうにあつて、算定されているのかというのが、ちょっと詳しくわかりませんので、あれなんですけれど、結局その保育所に入所する必要性が高いという方が、点数が高いわけですよ。それなのに、第1希望に入れなかったから、じゃあ第2希望の場所では、必要度が低い人の方が上になってくるといふ、逆転になってくるといふことですよ。どのくらい保育の必要性があるのかといふところ辺が、優先されなければいけないのではないかなといふふうに思うんですけれども、いかがですか。

○子育て支援課長

この利用斡旋調整の方法につきましては、やはり一長一短ございまして、これは福岡市だったかと思いますが、何千人ものお子さんを全部点数でいったん並べてしまうんですね。そのやり方で調整しますと、確か私の記憶では、50人ぐらいの児童が、結局兄弟児が別々の園に入所の案内がされたというようなことがあったかと思えます。どちらがいいかというのは、これは一長一短あるのですけれど、一応、2種類あるこの利用斡旋の調整方法の中で、飯塚市をはじめとしまして多くの自治体では、そういった第1希望でまずは点数化して並べるというやり方で、やっているところでございます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○江口委員

今、兄弟姉妹児の話がありました。先ほどの調整の仕方だけだったら、兄弟児の話がみえないんですけれど、福岡はそういった点数をざっとやって兄弟で別々の園に入園することが現実にあっていると。それは報道でもあったとおりでありますが、飯塚市では、調査の仕方が違うので、そういった兄弟児が別々の園に行くようなことにはならない。それについては、きちんと同じ園に行くようにしているという理解でいいですか。

○子育て支援課長

おおむね、そういった理解でいいと思います。

○江口委員

そのおおむねと言うのが、ちょっと気になるんですが、それはないのか、どうなのか。

○子育て支援課長

前回もご答弁しましたが、飯塚市では、別々の園に通ってある兄弟児の方はいらっしません。

○江口委員

第1希望、第2希望等々の点数化の際に、移動手段、例えば自家用車で保育園まで送迎をされるのか。それとも例えば、公共交通機関に頼らなくてはならないのか。徒歩でやらなくてはいけないのか。そういった点については、どのような考慮の仕方になるのでしょうか。それとも、そこは全く考慮せずにやるのでしょうか。

○子育て支援課長

距離につきましては、勘案することがありますが、送迎方法については、これを点数化はしていないといったところでございます。

○江口委員

ということは、保育の必要があるのだけれども、点数によっては、交通手段が、例えば車を持たない方であれば、徒歩なり、自転車なり、何なりで遠くの園にまわされることがあり得るということでもいいんですね。それについては、配慮すべきだと思うんですが、その点はどうか考えましょうか。

○子育て支援課長

点数化する際には、その他という項目がございますので、できるだけそういったところで、事情によってはですね、勘案しなくてはいけないお子さんもおられるときには、そういったところで勘案することになります。

○江口委員

ということは、今まではその事に関しては点数化していなかったんだけど、来年度の募集に関しては、その点についてはきちんと判断していただけるということによろしいですね。

○子育て支援課長

この選考基準につきましては、実は新制度を踏まえまして、見直しを行っていくつもりでありますので、その際に十分検討してまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

十分検討したんだけど、できなかつたんだよということがないように、しっかりやっていただきたいと思いますし、どうなったかの報告を求めたいと思っております。第1希望、第2希望等があるんですけど、入れない。このエリアに関しては、本当にいっぱいいっぱい入れないといったような地域というのはあるんでしょうか。

○子育て支援課長

地域というのは、把握するのは、なかなか難しいんですが、なかなか入りにくい園という形では、やはりございます。

○江口委員

園だけで見るのか、やっぱり先程のどうやって送迎をするのか。どうしても幼稚園、保育園、そういった部分がかかわっていきます。そういったことを考えると、その部分に関してもエリアとして見る必要があると思っています。私は、以前お話しをしたかと思いますが、例えば、高齢者のための施設であれば、全市で、1つのエリアではなくて、やっぱりエリア分けがあるんですよね。それぞれに定数があるわけです。そうすると、やはり保育園でも同様に考えるべきであると思っています。そういうことをすることによって、地域的ニーズをきちんとつかんで、ここが足りないんだったら、ここをどうしようという話が必要になってくると思いますので、その点について、さらなる検討をお願いしたいと思っています。それと保育士の件についてなんですけれど、まず、ちょっと1点最初に確認なんですけど、いただいた資料の職員数一覧表、1ページの保育者等となっているんですね。その右に保育者以外とあるんですけど、保育者等の等とは何でしょう。

○子育て支援課長

これは、保育士の資格を有しない方もおられるということを前提に、行政ですので、こういうふうな書き方にしてしまいましたけれども、今、特に障がい児への支援のために、遊具の後片づけとか、そういうふうな役割で入ってらっしゃる方もおられますので、そういうことを前提にして保育者という見出しにいたしております。

○江口委員

では詳細についてはつかんでいるという理解でいいですか。でありましたら、やはりそこら辺もせっかく調べたんですから、きちんと出していただきたいなと思っています。やっぱり、そういった基礎数字ですので、細かくお願いいたします。次回で結構ですので、お願いしたいと思っています。一番最後にですね、お願いをしていました、飯塚市の私立保育協会からの要望書が出ているわけです。前回の委員会の中で、国、県への要望をしているんだというお話が

あったかと思えます。それについても、お出しいただきたいというお話をしていたと思うんですが、それは出ていないようなんですが、何かあったのでしょうか。

○子育て支援課長

県の福祉事務所長会で、飯塚市の提案で出している分をとっておりますので、次回、それを提出させていただきたいと思えます。

○江口委員

やはり、国、県へ働きかけているので、こうやってやっているんだというのを、きちんとお見せいただきたいと思えます。この飯塚私立保育協会から出ている要望書を見ても、言っていることは簡単ですよ。簡単というか、非常にわかりやすいんです。子育て家庭が経済的に厳しいんだと、これをきちんとサポートしてあげてください。もう1つは、保育士が足りないんだと、足りないのはなぜかと言ったら、やはり不規則な勤務時間と労働条件の悪さ等々と書いてある。だけど、これを払いたいと思っても、基準どおりの運営費の予算の中では、困難であると書いてある。ここに対してきちんと、状況を把握した上で、さてどうするという議論をしなくてはならないんですが、そのあたりの部分、今何人働いているんだというのはあったんですけど、やはり保育所の方々の離職というのは、かなり耳にするところです。じゃあ現実的に、その労働条件はどうなのか、そういった部分については、把握なされているのかどうか、教えていただけますか。

○子育て支援課長

個々の園の勤務条件については、現在、把握をいたしておりませんが、先日の保育士と近大のマッチング授業の中で、8園ほどから、いわゆる求人票を入手することができましたので、一応求人票に記載しています程度の雇用条件については、その8園について把握しているということでございます。

○江口委員

求人票というのはあくまでも、特に短大での説明会でしたら、新卒で入る方ですよ。じゃあ、それからどうやってキャリアパスをなされていくかどうかは、例えば処遇がどうかで変わるかもわからないわけです。やはり、そこら辺はきちんと現状を調べた上で、必要であれば、それに対してきちんと手を打たないといけない。それでやっているところが、表で出していた2ページの表ですよ。隣の嘉麻市もやっておられるわけです。額にすると、対象者36名に対し324万円、1人10万程度といわれるかもしれませんが、それでも月にすると1万円弱、8千円ぐらいになるかもしれませんが、あるわけです。本当に、子育て支援が大切だといって、保育士が足りない。そのことによって、定数に空きがあるのに入れない現状があるのであれば、そこら辺についてもきちんとやっていかななくてはならないと思えます。ぜひ、そのあたりについても調査をしていただきたいと思えますが、いかがでしょうか。

○子育て支援課長

できるだけそういった実際の勤務の実態を、私立ではどのような雇用の形態にあるのかと、あるいは実態にあるのかといったことについては、できるだけ把握に努めてまいりたいというふうに考えております。今回のマッチング事業で求人票が入手できたというのは、実は一歩前進だというふうに思っております。なかなか、公開していただけない場合もございますものから、今後とも、そういったところでは把握に努めてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

ぜひ、お願いいたします。それをしっかりとやっていただく。求人票が手に入ったのは、というお話がございましたけれど、ハローワークに行けばたぶん並んでいるんです。見れるんですよ、ネットでも見れるんです。そこをきちんとやらないと、ずっと変わらないんです。やはり、今地方創生の話になっているのは、どうやってその環境を整えるかなんです。ある意

味、自治体間競争が主戦場になるのが、このあたりですよ。だからこそ、その中できちんと検討して、地方創生の戦略に反映させると言われたわけでしょう。もっとスピード感をあげてやらなくてはいけないと思っています。いつ頃までに、そういった分についての調査の結果等をいただけますでしょうか。

○子育て支援課長

先ほど、ちょっと求人票と申しあげましたのは、実は近大の様式による求人票でございまして、これは、選考方法も含めて、ハローワークの求人票よりは詳細なものでございます。この部分につきましては、園の運営に深くかかわる部分もやっぱり、園のほうとしてはあるんだろうと思います。そのあたりは、私どもも、いろんな工夫を凝らして、今後とも実態がどのようになっているのかといったことを調査していきたいというふうに考えております。ただ一般論としての、この保育士の確保の困難さに関してはいろんな研究事業がございまして、そういった調査研究資料については、読み込みまして、本当のところと申しますか、実際にどんなところが障害になっているのかといったところについては、今後とも研究を深めていきたいというふうに思っております。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 10 : 48

再開 11 : 00

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

私立園に勤務されている保育士の処遇、そういったものにつきましては、今後とも法人監査、あるいは施設監査等の機会がございまして、そういった機会をとらえまして、十分に把握に、今後とも努めてまいりたいというふうに考えております。

○江口委員

保育協会のほうと市に関しては、こういった要望書が出ておりますように、ある程度の協議がなされているものだと思っています。ぜひ、その中身についても私どもにお知らせいただきたい。また、あわせて、正副委員長にお願いしたいのが、こういったものが現実に、こうやって出ていると。行政との伝言ゲームだったら間違えて伝わることもあるでしょうし、直接お話をしたいこともあるかもしれません。そういった機会をどんな形かわかりませんが、できましたら設けていただきますように、検討していただけたらと思っています。行政の方々をお願いしたいのは、やっぱりこの要望書にも書いてあるように、国の基準どおりの運営費予算の中で、園独自に給与改善を行うことは困難ですと書いてあるので、先方への聞き取りというふうな形でも結構だと思います。私どもとの協議の中で、聞き取りでもいいと思うんですが、そこら辺について、もう少し深掘りをしていただいて、必要な対策については、早急にやる。やらないと、もう予算の時期がまもなく迫ってきます。聞き取りしたのが3月で、新年度予算に間に合わなかったら、やはり1年1年遅れるわけですから、そんなことがないように、ぜひ早期に対応していただきたいということをお願いしておきます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○秀村委員

一点だけお聞かせください。先ほどの話の中で、近畿大学九州短期大学のことがでていたけれども、毎年だいたい70人から80人ぐらいが卒業されるわけですよ。そのうち、どのくらいの方が飯塚市に就職されてあるんですか。わかりませんか。

○委員長

暫時休憩いたします。

休憩 11 : 03

再開 11 : 04

委員会を再開いたします。

○子育て支援課長

近大とのマッチング事業のなかで、そういった数字もいただいた折がございましたので、整理した上で、次回提供させていただきたいと思います。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

次に、「地域支援事業について」を議題といたします。「飯塚市地域包括支援センターについて」、執行部の説明を求めます。

○高齢者支援課長

「飯塚市地域包括支援センターについて」の今後の方向性を含め、ご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、地域包括支援センター配置人員の基準及び全国的な設置状況について、ご説明いたします。

センターの配置人員の基準につきましては、65歳以上の高齢者の数が、おおむね3千人以上6千人未満の圏域ごとに、常勤の保健師、社会福祉士、主任介護支援専門員の3職種を、各1名置くこととされております。

センターの全国的な設置状況につきましては、表に記載のとおり、平成26年4月時点において、設置数は4557カ所で、直営と委託の割合は、直営が3割弱、委託が7割強と委託センターが多い状況でございます。

また、自治体数1718に比べ、センターの設置数が多いことから、多くの自治体が日常生活圏域ごとにセンターを設置しているということがわかります。

また、センターの設置がされました平成18年度と平成26年度を比較してみますと、委託センターがかなりふえておりますが、直営センターは自治体数の減少の割にはあまり減少しておりません。

このことから、多くの自治体において、より地域に密着した日常生活圏域ごとにセンターの設置を行ってきたという一方、単に直営センターを減らすということではなく、公正中立の確保の観点から直営センターを残す必要があると判断した自治体が多くあったのではないかと推測しております。

2ページをお願いいたします。本市における地域包括支援センター設置の経緯と今後のあり方でございますが、平成18年の改正介護保険法で市町村は、地域包括支援センターを設置しなければならないとされ、その際、厚生労働省はセンターを日常生活圏域、具体的には中学校区ごとに設置することを推奨しておりました。

しかしながら、本市におきましては、センターの公正中立の確保及びケアマネジメントの統一的視点を図るといった観点、また、当時は合併直後ということもございまして、直営1カ所でスタートしたところでございます。

昨年、介護保険法の改正が実施され、団塊の世代が75歳を迎える2025年を10年後に控え、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らし続けていくことができるよう「医療・介護・予防・住まい・生活支援が一体的に提供される地域包括ケアシステム」を構築するための施策としまして、地域支援事業の充実や地域包括支援センターの機能強化を図っていくことなどが重要施策として掲げられたところでございます。

これによりまして、今まで以上に包括的支援事業を、いかに地域に密着させ効果的かつ効率

的に実施展開していくためにも、できるだけ日常生活圏域ごとに地域包括支援センターを設置する必要が生じております。

こうしたことから、各地域の実情を踏まえた様々な課題に対応できる体制の構築のため、市内を12の日常生活圏域に分け、圏域ごとに、地域包括支援センターを配置する必要があると判断し、そのため、地域の実情を熟知している社会福祉法人等を選定、これにつきましては、現在の在宅介護支援センターを想定しておりますが、そこへセンター業務を委託することにより、地域で暮らす高齢者への支援体制の充実、強化を図ることができると考えております。

以上のことから、平成28年度から日常生活圏域ごとにセンターを配置していくこととし、配置に際しましては、先ほども触れさせていただきましたが、在宅介護支援センターの活用を検討し、また、センターへの指導・監督をおこなうにあたり、一部地区につきましては、直営センターを配置するという方向性で考えております。

まず、平成28年度において、3圏域について委託を行い、残りの圏域につきましても、順次委託していく方向性で、進めていきたいと考えております。

3ページをお願いいたします。ここには、本市の日常生活圏域について記載させていただいております。本市の日常生活圏域につきましては、本市附属機関であります飯塚市高齢社会対策推進協議会及び飯塚市地域包括支援センター運営協議会におきまして、平成26年度に承認されました「高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画」に掲載されております。日常生活圏域の設定につきましては、高齢者が住み慣れた地域で安心して生活を継続できるようにするため、身近な日常生活の区域ごとに設定したものであり、旧中学校区区域・地区公民館単位を原則としつつ、表及び図で掲載しておりますとおり、12の圏域に分け、設定したものでございます。

4ページをお願いいたします。参考になりますが、本年4月1日時点の、各圏域の人口、65歳以上の高齢者人口及び高齢化率を記載しております。

4ページ下段以降からは、地域包括支援センターの業務について記載しておりますが、5ページにあります表を見ていただいたほうが、わかりやすいかと思っておりますので、5ページをお願いいたします。

地域包括支援センターには、必須事業としまして、表の一番上の(ア)になりますが、地域支援事業のひとつである包括的支援事業の中の「地域包括支援センターの運営」と、表の一番下の四角でくくった部分に記載しております「指定介護予防支援事業」がございます。この表中の「(ア) 地域包括支援センターの運営」の中の4番目の○になりますが、介護予防ケアマネジメント、これにつきましては、その下段の四角でくくった部分の新しい介護予防・日常生活支援総合事業の中に記載しております、○介護予防ケアマネジメントと内容は同じです。

なお、このページの下から3行目に記載しておりますとおり、新しい介護予防・日常生活支援総合事業につきましては、8月の閉会中の委員会でご説明しましたとおり、本市は平成29年4月から実施することとしております。

最後に指定介護予防支援事業でございますが、わかりやすく言うと要支援1、2の方に対して介護予防サービス等の適切な利用ができるように介護予防サービス計画書(ケアプラン)の作成することで、平成29年度からの総合事業に移行した場合には、既存の枠組みにとらわれないサービスの提供を考慮して、ケアマネジメントを行っていくことが必要となります。

今後、事務を進める上で委託にあたっては、債務負担行為が必要となりますので、12月議会で提案させていただき、ご承認を得た上で、事業を進めてまいりたいと考えております。

以上、飯塚市地域包括支援センターについて、説明を終わります。

○委員長

説明が終わりましたので、ただいまの説明に対する質疑を含め、全般の質疑を許します。質疑はありませんか。

○佐藤委員

地域支援事業について、お伺いいたします。平成18年度から地域包括支援センターはあるわけですが、なぜこの時期に分割するのか、理由をお聞かせください。

○高齢者支援課長

団塊の世代が75歳を迎える2025年を10年後に控え、介護が必要になっても住み慣れた地域で暮らしていくことができるよう、地域包括ケアシステムを構築することが必要であります。また、本市の高齢者人口のピークは、2021年と推計されており、一刻も早く地域包括ケアシステム構築のため、地域の拠点のひとつとなる地域包括支援センターを設置し、機能強化を図ってまいりたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、現在直営1カ所で運営しておられるのですから、直営での分割はできないのか、お伺いいたします。

○高齢者支援課長

市が直営で分割する場合、各圏域に保健師、社会福祉士、主任ケアマネージャーの3人が必要となり、現状の人員以上の人が必要となります。しかし、現在の在宅介護支援センターに委託すれば、3職種のうち、1名から2名の方が在籍しており、専門職の確保もスムーズにいくと思われまます。また、介護保険法の115条の47の第1項に委託先として、在宅介護支援センター等に委託することができることあり、何よりも各地域でほとんどの在宅支援センターが、20年前後、地域に密着して活動してありますので、ぜひとも在宅介護支援センターをお願いしたいと考えております。

○佐藤委員

それでは、市が一体的に地域福祉に取り組む必要があると考えますが、委託する地域福祉の推進に格差がないのか、お伺いいたします。

○高齢者支援課長

圏域ごとに委託することにより、よりきめ細やかな対応ができるのではないかと考えております。また、定期的な協議を行うことにより、ご心配されていることがないようにいたします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

○江口委員

この日常生活圏域の区分なんです。この設定を見ると、穂波は1つ、飯塚と立岩が1つというふうな形でやってこられるという形なんですけれども、片一方で4ページの表を見ると、やはりその高齢者の人口率等を見ても、やはりばらつきがあります。そうすると支援センターをどういった形で置くということに関しては、今のところ高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画では、こういった区切りとなっているかもしれませんが、その点については、柔軟に見直すことも考えていいのではないかと思っているんです。例えば、なんですけれども、菰田地区は高齢者人口が1267人なんです。今の予定ですと、ここは単独ですよ。穂波を見ると、東で2913人、西でも4431人、あわせるとざっと7千人からおられるわけです。ここも1つとなると。菰田も1つをなると。飯塚地区だったら4200人ぐらいになるわけですよ。やっぱり、人口等々を考えると、もう少しそのあたり柔軟にやってもいいかと思うんですが、そういったお考えがないのかどうか、お聞かせいただけますか。

○高齢者支援課長

穂波地区は、ちょっと表の書き方が悪いかと思いますが、圏域名で穂波東地区、穂波西地区を穂波というふうに備考で書いていますけれども、ここ穂波は高齢者人口が多いから、2つに分けますよという意味でございます。申し訳ありません。それと、いま在宅介護支援センターのうちとしては委託したいと、ただし、在宅介護支援センターも複数やられているところもござ

いますので、1法人1圏域といたしまして、残った地区に関しましては、市が直営でやっていきたいと考えております。

○江口委員

私が言いたかったのは、人口を見た上で柔軟に考えていいのではないかということなんですが、そちらのほうについてはどうなのでしょう。

○高齢者支援課長

地域の実情に応じまして、考えていきたいと思えます。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

本件については、引き続き調査していくということで、本日はこの程度にとどめたいと思います。

お諮りいたします。案件に記載のとおり、執行部から7件について報告したい旨の申し出があっております。報告を受けることにご異議ありませんか。

(異議なし)

ご異議なしと認めます。よって、報告を受けることに決定いたしました。

「子育て応援券について」の報告を求めます。

○こども育成課長

子育て応援券の概要についてご説明いたします。

資料をお願いします。平成26年度における国の「地方への好循環拡大に向けた緊急対策」に基づく「地域住民生活等緊急支援のための交付金」を受け、その地域消費喚起・生活支援型に少子化対策を盛り込み、18歳未満の子どもを3人以上養育している多子世帯へ子育て応援券を配付いたします。

1. 目的ですが、平成9年4月2日から平成27年5月31日までに生まれた18歳未満の子どもを3人以上養育している世帯に対して、生活支援を行うことで、子育て世帯の負担軽減を図ることを目的としております。

2. 対象者ですが、基準日において児童手当又は子育て世帯臨時特例給付金の対象世帯で、かつ、18歳未満の子どもを3人以上養育している多子世帯、または、平成9年4月2日から平成12年4月1日生まれの子どもを3人以上養育している多子世帯です。

3. 配付等ですが、対象世帯1世帯につき、1万2千円の商品券、4. 見込み対象者数は、2100世帯です。5. 配付日は、平成27年10月末に郵送いたします。6. 使用期間は、平成27年11月1日から平成28年2月29日までです。7. 使用範囲ですが、子育て応援券は、飯塚市地域活性化発行事業による商品券・プレミアム商品券の取扱店での代金の支払、並びに市が実施する子育てサービス事業（保育所・こども園、一時預かり保育、病後児保育、休日保育、児童クラブ等）及び産前・産後生活支援事業などの利用料に使用することができます。

以上簡単ですが、説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「飯塚市健幸プラザ開館に伴う施設供用開始について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

「飯塚市健幸プラザ開館に伴う施設供用開始について」、報告いたします。

平成26年7月から着工しておりましたダイマル跡地事業地区暮らし・にぎわい再生事業に

係る飯塚本町コミュニティビル1階に設置する飯塚市健幸プラザにつきまして、去る平成27年10月1日に開館し、供用開始いたしましたので、ご報告いたします。

健幸プラザ開館に際しましては、市民への周知や賑わいづくりを目的に、9月28日・29日に、プレオープン無料体験会を開催し、220名の皆様にご来場いただくとともに、10月1日には、株式会社まちづくり飯塚とともに開館式典を行い、式典後には、オープニングイベント第1弾として、「本町宿場太鼓鼓楽宿による祝い太鼓」と「餅まき」を行っております。

さらに、本町商店街では、1日から12日の期間において協賛セールを実施され、10月4日にオープニングイベント第2弾を開催し、「それ行け!アンパンマンショー」「商店街トレジャーツアー」などが開催され、お子様連れのご家族など多くの方々にご来場いただきました。

開館しました10月1日から10月20日までの間に、当初は40人前後でしたが、現在80人を超える利用者がございます。1日平均61.4人の市民がトレーニング室を利用され、健康運動教室等に300人を超える方が参加され、健幸づくりとあわせて、中心商店街の賑わいづくりに貢献しております。

健幸プラザにつきましては、健康寿命の延伸を目指す健幸都市いづか・健幸づくりの拠点施設として、さらに街なかの賑わいと憩いの拠点施設といたしまして、円滑な施設運営に努めてまいります。

以上、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承を願います。

次に、「飯塚市立病院の現状について」、報告を求めます。

○健康・スポーツ課長

飯塚市立病院の現状について、ご報告をいたします。

医師数及び看護師数の状況についてご説明いたします。

資料の1ページをお願いいたします。まず、医師数でございますが、平成27年4月1日と平成27年9月1日を比較いたしますと、脳神経外科で常勤が1名増となっております。その他の診療科に増減はありません。

以上によりまして、常勤30名、非常勤36名となり、常勤が1名の増となっております。看護師につきましては、正規職員が6名の減、臨時職員が3名の減となっております。

資料の2ページをお願いいたします。平成27年度の診療科別患者数の月別推移表でございます。左から4月から順に8月まで、各段の上段から内科、外科、眼科から順に禁煙外来までと、合計の延患者数、一日あたりの患者数、病床利用率となっております。

1日当たりの患者数で見ますと、27年度は、4月では入院196.7人、外来420.9人、病床利用率78.7%でありましたが、8月では入院194.5人、外来402.2人、病床利用率77.8%となっており、この間の平均患者数は、入院191.7人、外来419.4人、病床利用率76.7%でありました。これを前年度の同期間と比較いたしますと、入院で39.0人増、外来で4.3人の増、病床利用率で15.6%の増となっております。

診療科ごとに前年度同時期と比較しますと、入院では内科が1240人増、リハビリ科で3744人増、神経内科で907人増、外科では677人が減少しております。

次に、市立病院一部建替事業についてであります。残事業であります北棟、東棟の改築、老朽施設の解体、外構工事のうち、北棟、東棟の改築に着手しており、平成29年早々にランドオープンできるのではとの見込みであります。

以上で、飯塚市立病院の医師数、患者数の状況について、ご報告を終わります。

次に、指定管理者であります、「公益社団法人 地域医療振興協会」の決算状況につきましては、ご報告いたします。

資料3ページをお願いいたします。これは「公益社団法人 地域医療振興協会」の平成25年度、26年度正味財産増減計算書を抜粋しまして提出しております。

まず、経常収益であります、左側中段「経常収益計」の欄、26年度約1086億5363万円となっており、下から6段目「経常費用計」26年度約1089億9793万円を差し引きますと、下から5段目、約3億4430万円の赤字となっております。

これに、「経常外収益」と「経常外費用」及び「一般正味財産期首残高」を加えますと、右側上から7段目、26年度「一般正味財産期末残高」は、約8億3378万円の黒字となっております。しかし、単年度の状況を示します5段目「当期一般正味財産増減額」は、約3億2559万円の赤字となっております。

なお、右側中段に「Ⅱ. 指定正味財産増減の部」というのがあります。これは、公益社団法人であることから、多数の公共団体から助成金を受けており、助成に関する財産は別に整理する必要から、「一般正味財産」とは別に経理をしているとのことでありまして、これを合わせますと、26年度の「正味財産期末残高」約95億8714万円となっております。

同様に、25年度も掲載しております。25年度の「当期経常増減額」は、約22億6771万円の赤字、これに、「経常外収益」と「経常外費用」及び「一般正味財産期首残高」を加えた「一般正味財産期末残高」は、約11億5937万円の黒字となっております。しかし、単年度の状況を示します「当期一般正味財産増減額」は、約12億8463万円の赤字となっております。

なお、25年度単年度赤字額が大きくなった理由は、24年度から25年度にかけて3施設に多額の投資をしたため、とのことであります。

次に、今後の市立病院の運営方針について、指定管理者から説明を受けましたので、ご報告いたします。

別紙資料「市立病院の運営方針について」をご覧ください。これは、指定管理者から説明を受けたものを要約したものです。まず、「地域医療の位置付けについて」であります、飯塚医療圏では、高度先進医療を提供する飯塚病院を中心に、それを補完する役割を飯塚市立病院、済生会飯塚嘉穂病院等の二次医療機関、さらに一次医療を提供する開業医、専門医療機関としての総合せき損センター等が支える地域医療体制が整っております。その中で、市立病院は急性期二次医療機関として、これまで医療の提供を行ってききましたが、今後、見込まれる人口減少、高齢化社会では、地域医療のあり方は「地域包括ケア」を実現させる方向に向かっていくと思われることから、その中で市立病院がどのような役割を果たすべきか、どのような位置づけを選択していくかが問われていると考えているとのことであります。

そこで、具体的に市立病院がどのような役割を果たしていくかですが、この地域に不足しているのが回復期病床であります。脳血管障害の例でご紹介いたしますと、飯塚二次医療圏では、脳血管障害の患者様は、急性期病院、ほぼ飯塚病院ですが、救急搬送され、初期治療を受けることとなります。急性期は最初の2、3週間のみで、その後は回復期、慢性期となることから急性期病院からは転院を強いられるのが実態であります。

将来的には、病院ごとに色分けされ、診療報酬にも差が出るのではないかと想定しているとのことであります。

2週間程度の急性期病院の集中治療の後、回復期リハビリテーションをおこなう病院へ転送され、数週間から数カ月間リハビリを行い、改善し在宅復帰あるいは職場復帰される方と、障害が残り在宅ケアや介護保険施設等に入所される方に分かれていくこととなります。

これは、一見システムチックに感じられますが、患者様やご家族からみますと、救急搬送から短期間で転院を迫られ、転院先で新たなスタッフによって医療を受け、最終的には施設入所

に至るなど、転院先を探す苦労や、スタッフが変わる不安も感じるようになります。もし、一つの病院で急性期から回復期まで一貫して担当できれば、患者様にとっては精神的にも安定し、治療面での効果も大きく、医療経済上も無駄が少ないことから、理想的であると考えられます。

そこで、指定管理者からは、少しでもこの理想的な病院に近づけるよう目指していくとのことでありました。そのため、250床のうち、すでに50床を回復期病床としております。先ほど申しましたように、この地域には回復期病床数が極めて少ないのが実情であります。そこで、現在でも筑豊では有数の設備を持つリハビリテーション部門をさらに強化し、常勤の専門医のほか、理学療法士等スタッフを充実させ、回復期病床を備えることで、この地域での医療体制は、より強固なものになると考えます。

現在は、回復期病床はこの地域には現実に少ないため、域外や県外のリハビリテーション専門病院へ転院されているのが実情であります。これまで、そういった遠方の病院へ転院されていたところが、今後、患者様が遠くに行かずにすめば、ご家族の負担も相当に軽減できるのではないかと考えます。

さらに将来的には、在宅復帰者のフォローアップのための訪問看護、訪問リハビリ等のサービス提供もしていきたいと。また、将来的には、包括ケア病床の設置も視野に置いているとのことでありました。これにより、ニーズに応じた医療、介護サービスを総合的、効率的に、高齢者が地域で生活していくために必要な支援ができるものと考えているとのことでありました。

以上のように具体的な市立病院の運営方針について、説明を受けたところであります。この内容は、新棟が完成した現在においては、早速実行されており、すでに回復期病棟は稼働しております。また、これによって病床利用率も回復し、経営的にも安定するのではないかと想定できます。何よりも、市民の皆様にとっての安心安全のまちに一步近づけるのではないかと考えております。

以上で「市立病院の運営方針について」、説明を終わります。

次に、8月6日に開催されました厚生委員会での質疑に関し、答弁を保留いたしておりました件につきまして、ご報告いたします。

飯塚市立病院の平成26年度の決算のうち「事業外収益」、「事業外費用」についてであります。まず「事業外収益」については、普通交付税算入相当額を、また「事業外費用」につきましては、地域医療振興協会本部からの有利子資金返済に伴う利子分であるとのことでありました。

以上で、「飯塚市立病院の現状について」、並びに「先の厚生委員会において保留しておりました件」につきまして、報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

○宮嶋委員

決算で患者数が減っておりますと、それは建設工事等の影響でしょうというようなことがありました。果たしてそうなのかなというふうに思っておりましたけれども、今回のこの患者数の状況を見ましたら、27年度については、ふえてきているというようなところで、安心はしております。ところで、病院において、いろんな患者さんとのトラブル、そういうものが多々発生しているように聞いておりますけれども、そういうことの報告とかいうのは、定期的にあっているのか、こちらのほうできちんと把握されているのかどうか、お尋ねします。

○健康・スポーツ課長

病院内といいますか、医療に関するトラブル、苦情等につきましては、随時、私どものほうに報告はきております。そして、その際、真摯に対応していただくようにということで、要望し、その結果も報告を受けております。ただ、最近は非常に少なくなっております、ここ数カ月につきましては、そういった事例は聞いておりません。

○委員長

ぜひ、そういうことも含めて、件数とか報告ができないものかというふうに思いますが、いかがですか。

○健康・スポーツ課長

件数でしたら、報告は可能でございます。それは、私どものところに報告がきている件数ということになりますが、それであれば報告は可能でございます。

○宮嶋委員

ぜひ、件数を報告していただいて、その中でその中身について、いろんな個人情報とか、いろいろとあると思うんで、難しいと思いますが、その中身についても、できたらお尋ねすれば答えていただけるということでしょうか。

○健康・スポーツ課長

その苦情の概要につきまして、報告できる範囲内であれば、ご報告をさせていただきますが、先ほど質問委員も言われましたように、個人情報に入り込むような、また非常に微妙な部分が医療に関してはございます。また、その部分の例えば、本来よかったかどうかということ自体も、患者様と病院側というのは非常に食い違っているケースも非常に多くございますので、できる限り、その部分の概要についてもご報告をさせていただきます。

○宮嶋委員

やっぱり、いわゆる飯塚市立病院ですので、やっぱり市として、きちんと把握されておくべきだと思いますし、そういうこともぜひ、議会のほうにもご報告をお願いしたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○委員長

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「地域密着型サービス事業所整備に係る事業者募集の結果等について」、報告を求めます。

○介護保険課長

地域密着型サービス事業所整備に係る事業者募集の結果等について、8月6日開催の厚生委員会において、地域密着型サービス事業所整備に係る事業者募集（認知デイ）について、ご報告しておりましたが、その後の経過についてご報告いたします。

9月4日に申請者1者について、外部委員による審査会を開催し、その結果を受け、9月14日付けで市の指定内示を行っております。事業者は、上三緒599番地1所在の株式会社ゆみになります。

今後の予定としては、平成28年1月のしゅん功検査後の2月1日に指定し、開設を行う予定としています。

以上で報告を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議について」、報告を求めます。

○介護保険課長

指定特定施設（特定施設入居者生活介護）整備の協議について、本年3月に策定いたしました高齢者保健福祉計画及び介護保険事業計画で平成28年度に特定施設入居者生活介護の施設整備を県へ要望いたしておりましたが、今般「平成28年度高齢者福祉施設等の整備方針につ

いて」の県通知が届き、この通知に基づき、公募により整備事業者の募集を実施するものでございます。

事業者募集に係る概要は、募集圏域を市内全域とし、混合型20床の新設・増設を募集するものです。広報については、10月市報及び10月7日のホームページで募集広報をしております。

約1カ月間の募集期間の後、11月6日を協議申請書の提出期限とし、11月下旬に選考会及び事業者選定を予定しております。その後、県への協議申請書を提出し、県の指定の決定が行われることとなります。

以上、簡単ですが、報告についての説明を終わります。

○委員長

報告は終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「生活保護情報ホットライン（仮称）の設置について」、報告を求めます。

○保護課長

「生活保護情報ホットライン（仮称）の設置について」、報告いたします。

国の制度でございます生活保護制度につきましては、生活保護法を基本として各種法令、通知、通達に基づき、法定受託事務として実施・運営いたしておりますが、平成25年に改正生活保護法が施行され、その後、関連して第二のセーフティネットとして生活困窮者自立支援法が制定されたことから、生活保護受給者と生活保護に陥る手前の人々のそれぞれを対象とした自立支援対策を強化し、展開いたしております。

本市でも、いわゆる生活保護に陥る手前の人々に対する施策としましては、穂波支所内に生活自立支援相談室を開設し、生活再建の相談に来られた市民の皆さんには、生活保護制度との連携を図りながら困窮者の自立支援策を実施しているところでございます。

このような中、近年、保護率でも高止まりの傾向にございます本市でも、改めて生活保護適正化とは何かを命題として課内に係長以上の職員による生活保護適正化推進委員会を設置し「真の適正化とはなにか」について協議を重ねてまいりました。

その結果、本来適正化と言いますと不正受給・不適正受給の対策強化をイメージしますが、まずは生活保護を必要とする方々に関する情報を広く収集し、真に生活に困窮している市民の方々に必要な保護を迅速に適用していく漏給防止策を第一に行い、併せて不正受給に関する情報や生活保護に関する様々な意見、質問等を幅広く受け付け、対応・処理することで適正化を図り、市民の皆さんの生活保護制度に対する信頼を確保することが肝要であるとして、その実現のために「濫給防止から漏給防止へ」をスローガンに「生活保護情報ホットライン（仮称）」を設置すべきとの結論に至ったところでございます。

このため保護課といたしまして、ホットラインの設置・運用開始予定時期を平成27年11月2日としまして、関係先との最終的な協議が終了したところでございます。

なお、資料として「ホットライン設置・運営内容」を添付しておりますので、ご覧いただきたいと思っております。

まず、①設置目的でございますが、先ほども申し上げましたとおり、生活保護行政の適正な実施にあたり、真に生活に困窮し支援・援助を必要としている世帯への漏給を防ぎ、必要な保護を確実に適用するとともに、併せて不正受給等による濫給防止に努めることにより生活保護の適正化を図り、市民への生活保護制度の信頼を確保することを目的として、設置するものでございます。

次に②運用開始時期でございますが、平成27年11月2日、月曜日、③設置場所は、保護課内を予定しており、④設置機器は、専用回線による電話機1台の設置し、併せて保護課アド

レスの活用も予定しております。

また、⑤受付担当者は、すでに在籍しております生活相談員2名を充てる予定でございます。⑥受付時間は、祝日、年末年始を除く月曜日から金曜日の午前8時30分から午後5時までとしております。⑦電話番号とメールアドレスは、0948-43-9674（シミンークロウナシ）、アドレスは、保護課のアドレスをそのまま利用いたします。

次に⑧提供された情報に対する対応手順でございますが、課内の受付担当者、係長、担当ケースワーカーがそれぞれの立場で対応・処理することとなっております。

次に⑨遵守事項といたしまして、「ホットラインにより提供された情報等については、いかなる場合があっても情報提供者及び対象者、保護受給者の個人情報の守秘義務に努めること」といたしております。

最後に、⑩市民の皆様への周知方法でございますが、市報、市ホームページへの掲載並びに告知ポスターを作製しまして公共施設等への掲示を予定しております。

以上、簡単ではございますが「生活保護上方ホットライン（仮称）の設置について」の報告を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありますか。

（ な し ）

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

次に、「第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）について」、報告を求めます。

○行財政改革推進課長

第2次公共施設等のあり方に関する基本方針（公共施設等総合管理計画）について、案を策定いたしましたので、その概要について報告させていただきます。

それでは、資料の3ページをお願いいたします。1.背景と目的としましては、①では本市が今まで取り組んできました公共施設のあり方に関する計画の実施状況からの必要性、②では国からの要請があった背景に基づく必要性について整理いたしております。なお、本市が取り組んでまいりました公共施設のあり方に関する実施計画の実施状況は、別紙A3で配付いたしておりますので、後ほどご参照願います。

4ページをお願いいたします。2.ではこの計画の位置づけを整理いたしております。4ページの図にありますように、総合計画及び第2次行財政改革大綱を上位計画として位置づけるとともに、総務省から要請されました「公共施設等総合管理計画の策定にあたっての指針」に準拠するものとしております。本文には記載しておりませんが、この総合管理計画を策定することで、老朽化した公共施設の除却費や公共施設を統廃合するために必要な改築、改修費の財源として有利な地方債を活用できるなど財源的なメリットもあることから、国の指針に準拠しているものでございます。

この基本方針に基づきまして、施設ごとの個別計画（アクションプラン）につきましては、平成28年度中に策定することとしております。

6ページは人口構造、7ページから10ページにつきましては、財政の状況となります。11ページは対象施設の一覧、12ページは公共建築物の保有状況と、築年数となります。一番下のグラフを見ていただければ、昭和45年から50年代にかけての建築された施設が多くなっています。13ページは公共施設の保有状況を類似団体と比較したものです。本市は、他市比べ約1.8倍の施設を保有いたしております。14ページは今後30年間のコストシミュレーションとなっております。現有施設をこのまま維持することは、財政的に困難状況となっております。

16ページをお願いいたします。ここでは、公共インフラの現状について記載しております。

まず道路でございますが自治総合センター「地方公共団体の財政分析等に関する調査研究報告書」による更新単価から、今後30年間で必要となる更新費用は629億円、年平均21億円となる資産となっています。橋梁ですが、30年間で必要となる更新費用は143億円で、年間平均4.8億円となっています。

17ページをお願いいたします。上水道は、送水管、配水管等の更新費用として30年間で370億円、年平均12.3億円となり、管以外の施設等の更新費用として、30年間で223億円、年平均7.4億円となっています。

19ページをお願いいたします。下水道は、管についての更新費用としては、30年間で189億円、年平均6.3億円、処理場、ポンプ場、管渠の建設費として飯塚市污水处理構想では、今後20年間で192億円、年平均で9.6億円の費用を見込んでいます。

20ページをお願いいたします。公園につきましては、公園長寿命化計画による試算では、30年間で9億円、年平均0.3億円となっています。

農業施設については、平成22年度から平成26年度までの維持費用は年平均1.2億円となっており、30年間で36億円という試算をいたしております。

21ページ以降は、公共施設の利用状況の調査したアンケート結果です。このアンケートは市内12地区の方が、どのくらい公共施設を利用されているか、また主としてどこの施設を利用されているか、そして今後の公共施設の維持管理や設置場所についての考え方を調査したものです。22ページは、属性、23ページから35ページまでは施設の種類ごとに調査結果を掲載させていただいています。結果内容の説明については省略させていただきます。

36ページをお願いします。今後公共施設を維持し続けるために必要な取り組みについて、調査を行なっています。「利用の少ない施設、老朽化した施設については統廃合すべき」との回答が72.1%となっています。

次に、優先的に維持していくべき施設としては、図書館やコスモスコモンなどの文化施設が多くなっています。

37ページをお願いします。公共施設のあるとよい場所については、「色々な施設が集まっているほうが利用しやすい」、「ある程度分散している方が利用しやすい」、がともに4割以上の回答となっており、意見が割れています。

38ページをお願いします。前の質問で「集まっているほうが利用しやすい」と回答された方で、どこに集まっていたら利用しやすいですかとの問いに対しては、駅やバス停など交通機関の周辺」が472人で最も多く、次いで「郊外など自動車での利用が便利なところ」が250人となっています。

39ページをお願いいたします。第4章は主な施設の運営状況となります。今回は施設ごとの利用状況及び稼働状況について整理いたしております。現在、各施設の運営経費についても調査をいたしておりますので、それが整理できれば、利用者一人当たりのコストについてもお出ししていきたいと考えています。

2.の(1)屋内運動施設の1年間の利用者数で、40ページはその稼働状況です。赤は稼働率が高く、青は低いということをあらわしています。54ページまでは各施設ごとの状況を掲載しています。詳細の説明は省略します。

55ページをお願いします。7月から8月にかけて、主要な施設で延床面積200平米以上の建物について、委託業者による劣化診断を実施いたしました。

調査の方法としましては、目視や打診棒、計測等による診断を行っており、評価区分をA、B、C、Dの4段階に分けて評価を行っております。なお、今後市として報告書の内容を精査いたしますので、区分については、若干の変更があることについて前もってご了承をお願いします。57ページは評価区分ごと、58ページは施設の用途別に整理をいたしております。

59ページをお願いいたします。これまで、ご説明させていただきました内容から、計画策

定に向けて前提となる課題を整理しております。(1) 今後30年間で人口は2割減少し、かつ生産年齢人口は3割減少する予測となっていること。(2) 高齢化の進行、社会保障費の増加に加え、合併算定替えの終了による地方交付税の減少などから、財政的な課題があるということ。(3) 公共施設等の総量が多く、かつ建築後30年以上経過した施設が多いこと。

(4) 市民の利用が少ない施設や、施設内でも稼働率が低い部分があること。(5) 更新費用のシミュレーションによって、今後30年間の更新・改修費用が普通会計ベースで約2596億円が見込まれ、すべての公共施設の更新・改修が困難であることを課題といたしております。

このような課題を前提として、今後どのようにして、安全な公共施設サービスやライフラインである公共インフラを維持管理するかについてを、2の課題の解決に向けての中で、10の基本的な考え方を定めてすすめることとしております。

まず(1)の総量の最適化の推進ですが、公共施設等の総量について縮減目標を定めて縮減を行うとしています。今回の総務省の指針では、縮減目標について、数値化を行なうこととなっております。従いまして本市としましても数値化を行なっております。

61ページをお願いいたします。公共施設等の縮減目標といたしましては、今後30年間で公共建築物の総床面積を、現在の約70万平米から、約56.5万平米とし、約19.3%縮減することを目標としております。なお、本計画期間である10年間では、約4.5万平米の縮減を目標としています。目標の設定根拠は、62、63ページにおいて説明いたしておりますが、人口が30年後に20%減るということを前提といたしております。

他市の中には、全国平均、類似団体の公共施設の保有状況の平均値を目標としているところも多くありますが、そうなりますと本市の場合は、45%縮減する必要があります。ご承知のとおり本市は歴史的な背景から、公営住宅が多いこと、また合併市町村であり、市の面積も広いことから、短期間で全国平均にあわせることはかなり、急激な市民サービスの低下につながることもあり、検討の結果、人口の推移と、そのことによる財政上の影響額を基礎として、今回の縮減率を設定いたしております。

また、この目標達成のための手段ですが、アンケート結果にもありますように、利用が少ない施設や、老朽化した施設は、廃止もしくは、類似施設との統合や複合化をすすめるとしています。

次に、今後、新しい機能をもつ公共施設等が必要となった場合については、建設はせず既存の公共施設または、民間施設等にその機能を持たせて活用することとします。

また、施設の更新・統廃合により建て替えが必要となった場合は、将来の人口推計や稼働状況を勘案し、原則として延べ床面積を縮減して整備を行いますといたしております。

公共インフラにつきましては、平成40年以降に更新時期を迎える資産が多いため、将来に負担を残さないように、将来の利用供給人口などを考慮して規模や面積の最適化を図るとしてまいります。

64ページをお願いいたします。(2) 公共施設の配置については、市民アンケートの中でも、利便性のいいところに集中配置する意見と、分散配置の意見に分かれており、公共施設等の減少に伴って、著しい市民サービスの低下を招かぬように、施設の役割機能に応じて、効果的な配置を推進するとしております。(3) 公共施設等の運営の最適化として、市民の利用率向上を念頭に、先ほど説明しました稼働率などの利用実態に即した、開館日数や開館時間の見直し、運営主体についても最適化を図り、受益者負担の適正化・平準化の検討について検討するようにしています。(4) 公共施設等の長寿命化の推進ですが、個別に長寿命化計画を策定しているものについては、計画に沿った長寿命化を実施し、計画がないものについては、現状と将来の費用負担を分析しながら、長寿命化を行うといたしております。

65ページをお願いいたします。(5) 公共施設等は、指定避難所としての機能を有するも

のもありますので、計画的な耐震化を推進するといたしております。(6)劣化状況調査の結果の中にも、比較的新しい施設であっても、管理が悪いために劣化している施設があるとの報告を受けております。公共施設等の維持管理や長寿命化のためには、日常点検等が重要であることから、点検マニュアル整備や、施設管理に関する研修の実施など、施設を長く有効的に利用できる仕組みづくりが重要であるとしています。

66ページをお願いいたします。(7)維持管理に係る経費や、市民の利便性を考慮し、施設利用等について、今後、近隣自治体と相互利活用の検討していくこととしています。(8)施設に空きスペース等がある場合は、地域コミュニティの促進やNPO法人など民間等の有効利活用を検討することとしています。(9)これまでも検討を行っておりますが、施設の整備にあたっては、管理・運営も含めたPFI・PPPの活用についても引き続き検討することとしております。(10)公共施設等の現状を、市民へ広く公表し、情報を共有することで、市民意識の向上を図ることとしております。

67ページをお願いいたします。推進体制ですが、公共施設等マネジメント統括部署を定めることとしています。2.進行管理は、この方針は第2次行革大綱に基づく方針となっておりますので、行革本部会議が行なうものとしております。

3.具体的な取り組みとしましては、公共施設等の維持管理には、多額の経費を要することから、今後の維持管理にあたっては、計画を立て財政状況を十分に考慮して行うものとしております。

以上がこの方針の説明でございますが、今後のスケジュールとしましては、議会の4常任委員会に報告を行なうとともに、11月には外部委員会の行革推進委員会の意見、市民意見募集を行なう予定といたしております。これら意見をふまえ方針を確定したいと考えております。

長くなりましたが、以上で説明を終わります。

○委員長

報告が終わりましたので、質疑を許します。質疑はありませんか。

(な し)

質疑を終結いたします。本件は、報告事項でありますので、ご了承願います。

以上をもちまして、厚生委員会を閉会いたします。お疲れ様でした。